

職首発0627第1号
令和5年6月27日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
首席職業指導官

大量離職通知書の提出に係る地方公共団体への周知について

平素より公共職業安定所（以下「安定所」という。）における職業紹介業務の推進に尽力いただき感謝申し上げます。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）に規定する大量雇用変動が生じる場合、令和4年3月31日付け職発0331第10号による改正後の「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の再就職援助計画認定審査基準及び大量の雇用変動の届出等に係る業務取扱要領」（以下「要領」という。）に基づき対応いただいているところである。

国又は地方公共団体の場合には、法第27条第2項に基づき、任命権者が大量離職通知書（以下「通知書」という。）を提出するものとされているところ、特に地方公共団体に対しては、下記により計画的に周知等を実施していただくようお願いする。

記

第1 地方公共団体に対する周知の方法

全ての地方公共団体について、地方公共団体の住所を管轄する安定所から周知を実施することとし、年度末に向けて計画的に対応すること。周知に当たっては、原則として人事課など人事担当部局に対して周知を実施すること。

また、都道府県庁や市役所など、一の住所に複数の人事担当部局（採用部局）が存在する場合には、安定所が周知した人事担当部局（採用部局）から他部局の人事担当部局へ周知を行っていただくよう依頼すること。

第2 地方公共団体に対する周知の内容

周知の際には、別添リーフレットのほか、必要に応じて通知書様式を用いるなど、地方公共団体の理解の促進に努めること。

また、通知書は、一定期間に大量の離職者が生ずる場合に、安定所が円滑に再就職支援を実施するために把握する趣旨であることを説明すること。あわせて、通知書の提出基準である「30人以上」の離職者については、常勤職員、非常勤職員（いずれも引き続き任用されている期間が6か月を超えている者に限る。）にかかわらず含まれることや、任用期間満了後に再度任用されることが決定された者は、離職者に該当せず、選考等の結果、離職することが確定した者は離職者に含まれることのほか、通知書については、再就職支援の内容、既に再就職先が確保されている場合の再就職の状況などを記載いただくものであることなどを説明すること。

さらに、通知書の提出基準に満たない離職者数である場合であっても、地方公共団体が通知書様式を用いて安定所に離職の状況を連絡することは妨げられるものではないことから、提出基準に満たない場合であっても、一定の規模の離職が予定されており、再就職先が確保されていない場合については、安定所に離職の状況を連絡していただきたい旨をあわせて説明すること。ただし、この場合、通知書の提出に係る法令上の根拠があるものではなく、任意での情報提供を依頼するものであることに留意すること。

加えて、安定所においても、支援体制を整える必要があることから、離職が生じる場合（任用期間満了後に再度任用されることが決定された場合を除く。）は、離職が生じる1か月前までに、管轄の安定所に対する通知書の提出が必要となることを説明すること。

また、非常勤職員が担っている職の必要性が大きく減少したこと等により、非常勤職員の一定の規模の離職が予定されている又は見込まれている場合は、管轄の安定所に前広に連絡していただきたい旨、説明すること。

第3 その他

通知書の趣旨を踏まえれば、その提出状況等について集計・公表する性質のものではないと考えられるが、今後の各般の情勢により、集計等を指示する可能性があることから、提出された通知書については、適切に管理すること。

以上

(担当)

首席職業指導官室 職業紹介第三係 (内 5690)

(国または地方公共団体の方へ)

離職する職員の再就職のために ～「大量離職通知書」について～

国または地方公共団体の任命権者^(※)は、一定期間内に相当数の職員が離職することとなる場合、離職する前に厚生労働大臣に対して「大量離職通知書」を提出することが義務付けられています。

※任命権者には、任命権が委任されている者を含みます。

「大量離職通知書」を提出しなければならない場合

1つの事業所で1か月に30人以上の離職者^(※)が生じる場合、最後の離職が生じる日の1か月前までに、ハローワークに「大量離職通知書」を提出しなければなりません。
(労働施策総合推進法27条等)

※任用期間満了により離職する場合であっても、6か月を超えて引き続き任用されている者は離職者に含みます。ただし、下のいずれかの項目に該当する者、職員本人の都合または職員の責めに帰すべき理由により離職する者は除きます。

- ・日雇い、または期間を定めて任用されている者（引き続き任用されている期間が6か月以下である者に限る）
- ・試用期間中の者（14日を超えて引き続き任用されている者を除く）
- ・常時勤務に服することを要しない者として任用されている者

※パートタイムであっても、離職する場合は離職者に含まれます。

※ただし、任用期間満了後に再度任用されることが決定された者は、離職者に該当せず、選考等の結果、離職することが確定した者が離職者に含まれます。

※**30人未満**の離職者が生じる場合については、「大量離職通知書」の提出義務はありませんが、**一定程度の規模の離職**が予定されており、**再就職先が確保されていない場合**には、円滑に再就職支援を行う必要があるため、ハローワークに**「大量離職通知書」の提出等についてご相談ください**。

様式のダウンロードはこちら ⇒



【参考：労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（抜粋）】

第27条 事業主は、その事業所における雇用量の変動（事業規模の縮小その他の理由により一定期間内に相当数の離職者が発生することをいう。）であつて、厚生労働省令で定める場合に該当するもの（以下この条において「大量雇用変動」という。）については、当該大量雇用変動の前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該離職者の数その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 国又は地方公共団体に係る大量雇用変動については、前項の規定は、適用しない。この場合において、国又は地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を含む。第28条第3項において同じ。）は、当該大量雇用変動の前に、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知するものとする。

3 第1項の規定による届出又は前項の規定による通知があつたときは、国は、次に掲げる措置を講ずることにより、当該届出または通知に係る労働者の再就職の促進に努めるものとする。

- 一 職業安定機関において、相互に連絡を緊密にしつつ、当該労働者の求めに応じて、その離職前から、当該労働者その他の関係者に対する雇用情報の提供並びに広範囲にわたる求人の開拓及び職業紹介を行うこと。
- 二 公共職業能力開発施設において必要な職業訓練を行うこと。



記載にあたっての留意事項等

・この様式（大量離職通知書）は、国または地方公共団体が提出する場合の様式です。
 ・民間の事業主の方は大量離職届をお使いください。

様式(表面)

大 量 離 職 通 知 書

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第27条第2項の規定により、下記のとおり通知する。

令和 年 月 日

任命権者の官職名 ㊟
 公共職業安定所長 殿

①下記の離職に係る事業所		①名称 ㊟所在地	②下記の離職が生じる年月日又は期間		年月日から 年月日まで
③雇用形態	年齢	④離職者数	⑤職種	年齢	⑥離職者数
計		○人 うち雇用保険被保険者数 ○人			○人
	45歳以上 60歳未満	○人	警備	45歳以上 60歳未満	○人
うち 常勤職員		○人	用務員		○人
	45歳以上 60歳未満	○人		45歳以上 60歳未満	○人
うち 非常勤職員		○人	事務		○人
	45歳以上 60歳未満	○人		45歳以上 60歳未満	○人
⑦再就職の援助のための措置					
⑧再就職先の確保の状況 ○ 事業所 ○ 人					

<②欄>
 ・最初の離職が生じる日から最後の離職者が生じる日を記載してください。
 ・1日で全員が離職する場合には、その日を記載してください。

<③、④欄>
 ・離職者の合計を記載してください。
 ・その下に合計数のうち雇用保険被保険者数、45歳以上60歳未満の者の数をそれぞれ記載してください。
 ・さらに、合計数のうち常勤又は非常勤職員別に離職者数を記載してください。

<⑤、⑥欄>
 ・職種ごとに、離職者数を記載してください。
 ・その下に45歳以上60歳未満の者の数をそれぞれ記載してください。

<⑦、⑧欄>
 ・離職者の再就職のために講じている措置（再就職援助の体制、具体的な方法）を記載してください。
 ・再就職先が決まっている場合には、その事業所数、人数を記載してください。

提出先・お問い合わせ先

■大量離職通知書の提出先

最寄りのハローワーク（事業所関係部門）にご提出ください。

全国のハローワーク所在地はこちらから検索できます。

【URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork



※記載にあたってご不明な点なども、最寄りのハローワークにお問い合わせください。